

栄荘グループホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会が開設する栄荘グループホーム（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「介護事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定地域密着型サービスに該当する介護事業の方針として、要介護（要支援2）者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 栄荘グループホーム
- (2) 所在地 佐賀県唐津市東唐津二丁目6番22号-2

(職員の区分及び員数)

第4条 事業所に勤務する職員の区分及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）
- (2) 計画作成責任者 1人以上（兼務）
- (3) 介護職員 3人以上

(職員の職務分掌)

第5条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者
利用者の心身の状況、希望等を踏まえた介護計画を作成する。
- (3) 介護職員
介護計画に従った介護を行う。

(利用定員)

第6条 介護事業の利用定員は9人とする。ただし、災害時、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(勤務体制の確保等)

第7条 利用者に適切な介護事業を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておく。

- 2 当該介護事業の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員は、その資質の向上のため、認知症に関する研修を受けるとともに、当該事業所が行う介護等の勉強会に参加する。

(介護事業の内容)

第8条 介護事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

(介護事業の利用料)

第9条 介護事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

(利用料の受領)

第10条 法定代理受領サービスに該当する介護事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護事業に係る地域密着型介護（介護予防）サービス費用基準額から当該介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない介護事業を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護事業に係る地域密着型介護（介護予防）サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次の費用の支払いを利用者から受けることができる。
 - (1) 居住費
 - (2) 光熱水費
 - (3) 食材費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に、当該サービス内容及び費用について文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族等の同意を文書で得なければならない。

(健康保持)

第11条 利用者は、努めて健康に留意しなければならない。

(入居生活上のルール)

第12条 利用者は、介護事業の提供を受ける際に次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業所の日課表に基づき、共同生活のルール、規律を守ること。
- (2) 危険予防、火災予防については、職員の指示に従うこと。
- (3) 他人の迷惑になる言動・行動は厳に慎むこと。
- (4) 健康管理上、食生活等について規制することがあるので厳守すること。

(入退居)

第13条 介護事業は、要介護（要支援2）者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 要介護（要支援2）者であって認知症の状態にある者の利用申込み及び利用に際しては、主治医の診断書等により当該利用申込者が認知症の状態にある者であることの確認を行う。
- 3 利用申込者が入院治療を要する者であること等利用申込者に対し必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するものとする。
- 4 利用申込者の利用に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握する。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及びその家族等の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族等に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録)

第14条 入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 介護事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、介護事業の職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について文書による同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第16条 介護事業の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく介護事業の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第17条 介護事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会

意見に配慮して、介護事業の提供を行う。

(要介護(要支援)認定の申請等に係る援助)

第18条 介護事業の提供の開始に際し、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護(要支援)認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(要支援)認定等の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行う。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない介護事業に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した介護事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(介護の取扱方針)

第20条 介護事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行う。

2 介護事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

3 介護事業は、介護事業の計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

4 介護の提供にあっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 介護事業の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

6 自らその提供する介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護事業計画の作成)

第21条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員等と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護事業計画を作成する。

2 計画作成担当者は、介護事業計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた介護事業計画を作成し、利用者又はその家族等に対し交付し、その内容等について説明を行い文書にて同意を得る。

3 計画作成担当者は、介護事業計画の作成にあたって、通所介護の活用その他、地域における活動への参加と機会の提供等により多様な活動の確保に努める。

4 計画作成担当者は、介護事業計画の作成後においても、職員、利用者が介護事業計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に

行うことにより、介護事業計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護事業計画の変更を行うものとする。

- 5 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護事業計画の変更について準用するものとする。

(介護)

第22条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 利用者の負担により、当該共同生活住居における職員以外の者による介護を受けさせることはできない。
- 3 利用者の食事その他の家事は、原則として利用者と職員が共同で行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第23条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族等が行うことが困難である場合は、当該者の同意を得て代わって行う。
- 3 常に利用者の家族等との連携を図るとともに利用者とその家族等との交流等の機会を確保する。

(相談及び援助)

第24条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第25条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション等の行事を行う。

- 2 レクリエーション等の行事は、常に利用者の家族等との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第26条 介護事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村等保険者（以下「保険者」という。）に通知する。

- (1) 正当な理由なしに介護事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護（要支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 介護事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

2 サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を図る。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応は、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事後が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員研修会を定期的に行うこと。

2 利用者に対する介護事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じるものとする。

4 利用者に対する介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等)

第29条 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 前項の身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者及びその家族等に対して、身体拘束等の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に文書により説明し、十分な理解を得て文書にて同意を得るものとする。

3 同条第1項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を所定の用紙に記録し、2年間保存するものとする。

4 事業所は、身体拘束委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

5 身体拘束との取組みについては、指針を整備する。

6 職員に対し、身体拘束等の適正化のため研修を年2回以上実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第30条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、施設サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

（協力医療機関等）

- 第31条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。
- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

- 第32条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害等に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消化・避難等の際の消防団や地域住民との連帯方法について、周知徹底するもの。

（掲示）

- 第33条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

- 第34条 介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 事業者は、職員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を第三者に漏らすことがないよう、職員との雇用契約書の内容に含む等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族等の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護（要支援）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 提供した介護事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。なお、苦情の内容等を記録しなければならない。

2 提供した介護事業に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、保険者からの求めがあった場合には、改善の内容を保険者に報告しなければならない。

3 提供した介護事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第37条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染対策委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るもの。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止するための、指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等を定期的に実施するもの。

(4) 同条各号に規定する事項のほか、グループホーム設備及び運営に関する基準の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。

(地域との連携)

第38条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2 サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、唐津市の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの

職員、介護事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、提供した介護事業に関する利用者からの苦情に関して保険者が派遣する介護相談員等が相談及び援助を行う事業その他の保険者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（会計の区分）

第39条 事業所ごとに経理を区分するとともに、介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第40条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

- 2 利用者に対する介護事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。